

# 草加市教育委員会会議録

令和4年第11回定例会

令和4年草加市教育委員会第11回定例会

令和4年11月22日（火）午前9時から

教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- 第40号議案 草加市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について  
第41号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について（令和4年度草加市一般会計補正予算（第6号））  
第42号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について（市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）  
第43号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について  
第44号報告 草加市いじめ問題調査対策委員会の答申に係る報告について  
第45号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について  
第46号報告 令和4年草加市議会第2回臨時会に係る報告について  
第47号報告 損害賠償の額を定める専決処分の報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子
教 育 委 員	川 井 か す み
教 育 委 員	峰 崎 隆 司

○説明員

教育総務部長	青 木 裕
教育総務部副部長	河 野 健
教育総務部副部長	川 西 潤 一
総務企画課長	浅 古 亮 一

学務課長 鈴木英治  
指導課長 和田卓  
教育支援室長 篠崎光浩

○事務局

山岸亮  
西塔翼

○傍聴人 0人

---

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、ただ今から、令和4年教育委員会第11回定例会を開催いたします。

---

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から、前回の会議録を朗読願います。

————— 前回会議録の朗読 —————

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がございましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了いたします。

---

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が3件、報告が5件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしく願いいたします。

---

◎第40号議案 草加市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

○山本好一郎教育長 初めに、第40号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第40号議案、草加市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、学校運営協議会の運営をより円滑にし、これまで以上に地域に密着したものにするため、草加市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を制定する必要を認めたものでございます。

改正の内容の詳細について、4ページの新旧対照表をご覧ください。草加市学校運営協議会規則第9条にある下線部分「ただし、4年を超えて委員を継続することはできない」を削除したものです。主な理由といたしましては、保護者や地域の方々に学校運営を支援していただくに当たり、これまで以上に長期的な視野での支援をしていただくこと、学校運営に積極的に参画していただける方の人材確保などの観点から、校長や委員の皆様のご意見をお聞きしながら、任期更新の条件を変更したいと考えたものです。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、第40号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第40号議案については、可決いたします。

---

◎第43号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第43号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第43号報告、県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和4年10月31日付で専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

内容につきまして、育児休業が小学校養護教諭2件でございます。ともにこれは女性になります。発令につきまして、欠員補充が、小学校教諭41件、小学校栄養技師1件、中学校教諭34件、中学校養護教諭1件、中学校事務職員2件で、代員が、小学校産休代員、教諭1件、小学校任期付教職員、養護教諭2件でございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 欠員補充については、4月の当初人事の発令分の更新だと思うのですが、今回、更新できなかつた者、あるいは更新しなかつた者というのがいたのかどうかお聞きします。

○説明員 小学校教諭の方で2件ございました。これはともに途中で退職をした者になります。

○峰崎隆司委員 分かりました。ありがとうございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 現在の教職員の過不足の状況とかいったものは、どういう状況になっていますでしょうか。

○説明員 臨時的任用教員、代員等を含めて、小学校が8件、中学校が1件ございます。小学校は、ともに病休、短期の者も含めて病休の代員、あとは、1件は臨任が退職したところがまだ埋まってないという状況ですが、いずれにしても、この後引き続きやっていきますが、8件のうち半分の4件は、今めどが立っている状況でございますので、そこは何とか入れていこうと思っています。

中学校の方は1件、病休の代員がまだ埋まっていない状況であります。こちらは今後、短期で終わるのか、休職に入るのかというところで、今、見定めているところでございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 大変厳しい状況だと思いますけども、引き続きよろしく願いいたします。

○峰崎隆司委員 今の件で、中学校の1件は、教科は何ですか。

○説明員 英語です。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第43号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第43号報告については、承認といたします。

---

◎第44号報告 草加市いじめ問題調査対策委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第44号報告につきましては、個人情報に関わります事柄でございますので、秘密会としたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 それでは、第44号報告につきましては秘密会といたします。

説明者は残り、それ以外の方は退室してください。

————— 執行部退席 —————

————— (秘密会) —————

————— 執行部着席 —————

○山本好一郎教育長 それでは、審議を再開いたします。

秘密会での審議結果でございますが、第44号報告につきましては、教育長に対する事務委任規則に基づき報告いたしました。

---

◎第45号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 次に、第45号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第45号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告についてご説明いたします。11月4日に実施された、第5回の審議結果でございます。

諮問事項(1)、障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童・生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

特別な教育措置1をご覧ください。1の調査依頼人数、調査実施人数は16人でございます。2の障がいの種類の判断については、知的障害が6人、情緒障害等が10人ございました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、知的障害と判断された6人とも、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。情緒障害等と判断された10人のうち1人が、通級指導教室(発達障害・情緒障害)での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、9人が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導：ことば・きこえをご覧ください。1の調査依頼人数、調査実施人数は2人ございました。2の障がいの種類の判断については、2人とも吃音でございました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、2人とも通級指導教室で言葉の指導をすることが望ましいと判断されました。

次に、諮問事項(2)、障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む

特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置1をご覧ください。1の今回の調査依頼人数、調査実施人数は24人ございました。2の障がいの種類の判断については、知的障害が9人、情緒障害等が15人ございました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、知的障害の9人のうち、2人は市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい、3人は知的障害特別支援学級で指導することが望ましい、4人は特別支援学校（知的障害）で指導することが望ましいと判断されました。また、情緒障害等の15人のうち、1人が市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましい、4人が通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい、10人が自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいと判断されました。

最後に、特別な教育措置2、通級による指導：ことば・きこえをご覧ください。1の調査依頼人数、調査実施人数は1人でした。2の障がいの種類の判断につきましては、難聴でございました。3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、通級指導教室で言葉の指導をすることが望ましいと判断されました。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 特別支援学校への入学等で、県への申請は今週と聞いたのですが、人数は何人ぐらい、今回は出すのでしょうか。

○説明員 県の受理会が今週の11月25日金曜日にございまして、現6年生、中学生に上がるお子様が、かがやきの方に5人、就学児について、かがやきの方に19人と、越谷特別支援学校の方に2人ということで、現在合わせて26人が決定しております。また、継続相談をしているお子様が残りあと2人おります。

○峰崎隆司委員 分かりました。

○川井かすみ委員 18ページのことば・きこえのところで難聴の、聴力が劣る状態というお子様なのですが、就学予定児ということで、例えば知的などの判断に当てはまるお子様なのか、それとも問題なしのお子様なのか、差し支えなければ教えてください。

○説明員 知的の方では問題がないのですが、このお子様は外耳道狭窄症というご病気をお持ちで、その関係で難聴だということです。学校の方には、大きな音を立てないように、椅子の

下にテニスボールをつけるといった対応をお願いしております。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

---

◎第46号報告 令和4年草加市議会第2回臨時会に係る報告について

○山本好一郎教育長 次に、第46号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第46号報告、令和4年草加市議会第2回臨時会について、その概要をご報告申し上げます。

第2回臨時会でございますが、令和4年11月2日に開会され、その内容につきましては、議長及び副議長の選挙が行われました。議長につきましては、22ページの12にございませるとおり、自由市民議員団の小川利八議員、副議長につきましては、SOKA新政議員団の佐藤利器議員が選出されております。

次に、提出された議案でございますが、監査委員の選任につき同意を求めることについて及び専決処分の承認を求めることについての2件が提出され、監査委員につきましては、市民共同議員団の佐藤憲和議員が同意され、専決処分の承認については一般会計補正予算（第5号）となりますが、承認とされております。

なお、令和4年度草加市一般会計補正予算（第5号）につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に係る予算となり、教育委員会に関わる予算はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 内容に関わることではないのですが、21ページのところにあるように、市長のお名前は、旧姓使用で「山川」を使っていると思うのですが、「瀬戸」という名前が戸籍上ということで、公文書はみんなこのようになってくるのでしょうか。どこまでの範囲で「山川」と使うのか、その辺がどうなのか教えていただけますか。

○説明員 権利関係、財政的なことなどの法的関係に係るものについては、戸籍上の「瀬戸百合子」という名前を使いまして、例えば広報などといった権利義務に関わらないようなものにつきましては、「山川百合子」市長の名前を使うと伺っております。

○峰崎隆司委員 使い分けるといふことですね。分かりました。

○山本好一郎教育長 ほかにご意見、ご質問はございますか。

---

◎第41号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(令和4年度草加市一般会計補正予算(第6号))

○山本好一郎教育長 それでは、本日、追加提出をいたしました案件に移りたいと思います。

第41号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 それでは、教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(令和4年度草加市一般会計補正予算(第6号))についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、市議会の議決をいただく案件のため、市長から教育委員会に対し意見を求めるものであることから、今回、議案としてお諮りするものでございます。

説明につきましては、内容をまとめました第41号議案参考資料に基づきまして、させていただきますので、参考資料の1ページ及び2ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。学校体育推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、草加市青少年相撲大会等が中止となったことから、当該事業に係る経費を61万円、減額補正するものでございます。

次に、その下の自然教室推進事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昭和村で実施予定であった小学校2校の実施場所を、昭和村から受入れできないとの申入れにより、国立那須甲子青少年自然の家に急遽変更したことに伴い、当該事業に係る経費を175万円、減額補正するものでございます。

次に、学校維持管理運営事業(小中学校)及び2ページ目の公民館等事業につきましては、原油価格の高騰などによりまして不足が見込まれるガス料金について、増額するものでございます。

予算額につきましては、学校維持管理運営事業(小学校)の方では2,410万3,000円、同事業の中学校につきましては997万円、続いて、2ページ目でございます公民館等事業では、新田西文化センターが82万9,000円、谷塚文化センターが266万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、1ページ目に戻っていただいて、特色ある学校経営推進事業(小中学校)では、歳入の内容欄でございます「学校特別対策事業費補助金」を活用し、新型コロナウイルス感染症対策及び児童・生徒の学習保障に取り組むため、増額するものでございます。

予算額につきましては、学校維持管理運営事業(小学校)では525万円、同事業の中学校では266万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、1 ページの上の歳入でございます。学校保健特別対策事業費補助金の受入れとなります。充当先は、先ほど説明いたしました特色ある学校経営推進事業（小中学校）となります。

予算額につきましては、補助率が2分の1となっておりますことから、小学校が262万5,000円、中学校が133万円の増額補正となっております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○峰崎隆司委員 特色ある学校経営推進事業の「校長の判断で迅速かつ柔軟」という部分なのですが、使い道についての大まかな縛りというのでしょうか、これについて教えていただけますか。

○説明員 やはり、コロナの感染症を防止するという目的でございますので、例えば手指消毒液、机上にあるパーテーションや、最近では空気清浄機など、感染を防止するための目的において購入するものが、補助対象経費として認められております。

○峰崎隆司委員 やはりコロナ対策ということですから、その範囲でしか使えないのは分かるのですが、若干使いにくいというような話も多少聞いたりしましたので確認しました。分かりました。ありがとうございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第41号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第41号議案については、可決いたします。

---

◎第42号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について（市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○山本好一郎教育長 次に、第42号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 第42号議案、教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について、こちらは市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてとなります。

本議案につきましては、市議会の議決を経るべき案件でございまして、市長から教育委員会

に対し意見を求めるものであることから、今回、議案としてお諮りするものでございます。

議案の内容でございますが、令和4年10月28日付、草加市特別報酬等審議会の答申に鑑み、教育長の期末手当の支給率を引き上げるものでございます。具体的には、教育長の期末手当の年間支給率は現在4.3月となっておりますが、0.1月引き上げ、年間4.4月の支給率とするものでございます。施行期日は公布の日とし、令和4年12月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第42号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第42号議案については、可決いたします。

---

◎第47号報告 損害賠償の額を定める専決処分の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況をご報告させていただきます。

第47号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第47号報告は、損害賠償の額を定める専決処分の報告についてでございます。

概要でございますが、令和4年9月29日にインターネットで有料使用に供しているイラストの権利者の代理人から、令和3年7月1日発行の「川柳中だより」の中に、権利者が著作権を有するイラストを無断で使用したとして、イラストの使用料及び無断による使用料を請求する「受任通知兼請求書」が川柳中学校に送付されてきました。

請求の内容は、イラスト1点につき1年目の費用として5万5,000円、2年目以降の継続使用料として3万3,000円、合わせて使用料として8万8,000円、また、規約に違反した無断使用ということで、2倍の17万6,000円というものであります。

無断使用の事実確認後「無断使用ということでの2倍、17万6,000円」について、相手方代理人に問合せをして、最終的な支払額の確定をすることとしました。その結果、利用相当額8万8,000円に、著作権侵害の慰謝料として1万円、弁護士費用等として1万円を加えた合計10万8,000円で合意となりました。

令和4年11月7日に相手方代理人より合意書が送付され、その内容に間違いがないことを

確認し、令和4年11月16日に市長決裁を受け、現在は合意書に記載されている令和4年11月30日までに支払いを完了できるよう、手続を進めているところでございます。なお、この10万8,000円については、教育委員会学務課の予算で対応させていただきたいと考えております。

また、学校への対応といたしましては、10月6日、臨時校長会をオンラインで開催し、全校に事故の概要の説明及び**著作物の適切な使用**、各校のホームページ等の再点検について指導するとともに、同日付で、再発防止を指示する通知を発送いたしました。川柳中学校校長及び教頭には、その事実の再確認及び指導をさせていただきました。10月26日には、教頭会議にて、全校に事故の概要の説明と著作物の適切な使用、校内での再発防止等の指導をいたしました。

さらに、今後、著作物の使用に関して、専門的な視点から研修会等を検討したいと考えております。

当該事案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年11月16日付で専決処分したもので、市議会12月定例会において報告される予定になっております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 この無断使用をした教職員は、無断使用というような意識があったのでしょうか。それとも、それを何か曖昧なままに使ってしまったのでしょうか。

○説明員 使用したのは、川柳中学校教頭なのですが、学校だよりの裏面のところに陸上の生徒たちが大会で活躍している写真を載せながら、活躍の状況を説明する一部分にそのイラストを使用したということです。その経緯としては、インターネットで「イラスト、陸上」と検索をしたところ、検索結果として出てきたものの中から自分で選んで、使ったということです。そのときには、これが著作権を侵害するという意識は全くなく、フリーで使えるものの中にそれも交ざっていたという状況であったので、無料で普通に使えるものだという意識で使ってしまったということです。その部分については細心の注意をするように指導しました。

○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。ありがとうございます。

○峰崎隆司委員 自分でも、そういうことが今までにあったのではないかと少し心配になるのですが、こういうのって時効はあるのでしょうか。

○説明員 私もその辺のところに関して専門的な知識はないのですが、本件に関して時効につ

いては調べておりません。ただ、市の弁護士が言うには、相手方が言っている1年目、2年目の費用ということについては、有効だということでした。

○峰崎隆司委員 あと、もう1つですが、学校だよりは校長、教頭、教務主任ぐらいまでが作成することになっていると思うのですが、学年だよりは各学年の教職員がやっているの、その辺の教職員向けの指導も今後どこかでしていただくようにお願いします。管理職の校長会議や教頭会議は終わっているようですが、なかなかそれだけでは徹底されないと思いますので、今後その辺も是非お願いしたいと思います。

○説明員 その辺も、校長会議、教頭会議でも、学校だよりだけでなく、学校から発行されるものについては全て管理職が確認をすること、それから、不確かなものについては削除をすること、使わないこと、これは徹底させていただきました。

今後、今、峰崎委員からいただいたご意見を参考にしながら、研修会等をどう持っていくかということについても研究していきたいと思います。

---

#### ◎その他

○山本好一郎教育長 それでは、続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長 特にございませぬ。

○山本好一郎教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長 次回の教育委員会でございますが、第12回定例会を12月23日金曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願いしたいと思います。

---

#### ◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午前10時00分 閉会